

萩市空家等対策計画【概要版】

序章 計画の趣旨〔計画 P.1〕

- ①計画策定の背景、②計画の位置付け

第1章 萩市の状況〔計画 P.2～7〕

- ①市勢（位置・面積・人口）、②住宅総数と空家数、
③空家の分布等、④条例の概要

【住宅土地統計調査結果】

種別	平成20年	平成25年
住宅総数（A）	26,190戸	25,830戸
空家数（B）	4,160戸	4,580戸
うち、別荘等・賃貸用・売却用（C）	1,420戸	1,490戸
うち、その他	2,740戸	3,090戸
管理不適切（腐朽等あり）空家数（D）	1,230戸	1,560戸
空家率	15.88%	17.73%
管理不適切空家率（D/A）	4.70%	6.04%
活用容易空家率（C/B）	34.13%	32.53%

第2章 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針〔計画 P.8～10〕

- ①空家等対策の基本的な考え方（空家等の所有者等の責務）
- ②空家等対策の対象地区（萩市全域）
- ③対象とする空家等の種類
（空家等対策特措法に規定する空家等、本市所有の空家等）
- ④空家等対策の取組方針
（管理不適切な空家の減少、活用容易な空家の増加）

第3章 計画期間〔計画 P.11〕

5年間（第1次期間のみ、平成29年度からの4年間）

※萩市総合戦略及び住宅土地統計調査の時期を勘案したもの。

第4章 空家等の調査に関する事項〔計画 P.12、13〕

本計画において行なう調査の種類及び趣旨等を掲載しています。

- ①個別調査、②特定空家等認定調査、
③実態調査（平成27年度萩市空家実態調査による空家数2,098件）、
④意向調査

第5章 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項〔計画 P.14、15〕

- ①適切な管理の現状（相続・経済事情等）、②対応方針（専門業者等の情報提供）、
③適切な管理を促進（空家等の状況及び相談窓口等の情報提供）、
④普及啓発（適切な管理及び活用方法等についての広報や説明会の開催）

第6章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

[計画 P.16、17]

空家等及び除却後の跡地の活用について記載しています。

①対応方針（中古住宅市場への流通促進）

②空家等の活用の促進

- ・中古住宅市場への流通促進
- ・空き家情報バンク制度への登録促進及び周知
- ・萩暮らし応援事業補助金制度の活用促進
（空き家改修費補助金、空き家家賃補助金）
- ・空き家家財道具等処分費補助金制度の活用促進
- ・地域活用の検討（地域活性化を目的とした自治会等による活用を検討）

③空家等の跡地の活用の促進に関する事項

跡地の活用について、活用方法等の情報提供に努めます。

第7章 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

[計画 P.18～30]

基本的に、空家等対策特措法第14条各項に規定されている特定空家等に対する措置内容を記載しています。

①管理不適切空家等に対する対応

※管理不適切空家等に対するフロー図を掲載 [計画 P.18]

②特定空家等に対する措置の内容

助言又は指導⇒勧告⇒命令⇒代執行（略式代執行）

③特定空家等の判断基準及び措置手順

※特定空家等に対する措置のフロー図を掲載 [計画 P.21]

◎萩市特定空家等判断基準 [計画 P.22～25]

（周辺への悪影響の程度と危険性等の切迫性に対する措置の範囲）

第8章 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項 [計画 P.31～33]

①住民等からの主な相談内容（Q&A）

②相談体制（空家等対策総合窓口：土木建築部 建築課 住宅管理係）

第9章 空家等に関する対策の実施体制に関する事項 [計画 P.34]

①萩市空家等対策協議会（空家等対策に関する協議）

②萩市空家等対策検討会（庁内検討機関：関係部局による検討体制）

③関係団体（空家等対策における各種関係団体との相談体制）

第10章 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項 [計画 P.35～37]

○空家等対策の効果の検証（住宅土地統計調査結果により検証）

（1）管理不適切空家率⇒割合の減少を目指す

住宅総数における腐朽・破損ありの空家の割合

（2）活用容易空家率⇒割合の増加を目指す

空家総数における活用が容易な空家の割合